

会議録様式

審議会名	令和3年度第2回杉戸町立図書館協議会
開催日時	令和3年10月26日(火) 午後2時00分～4時00分
開催場所	杉戸町立東公民館 研修室
会議の議題	(1)杉戸町立図書館サービス計画(素案)の諮問について (2)令和3年度8月～9月の運営報告について (3)その他
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開(公開の場合傍聴者数 2人) (非公開の場合理由)
出席委員氏名 (敬称略)	山口和子 荻原俊文 寺崎恵子 正司顯好 濱田幸子 馬場茂明
審議の概要 ※赤字は不要 であれば削除	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 杉戸町立図書館サービス計画(素案)の諮問について (2) 令和3年度8～9月の運営報告について (3) その他</p> <p>2 審議の概要</p> <p>【前回2名の委員から挙げた意見についての回答】 小暮館長より説明</p> <p>委員)20 ページの「乳幼児と保護者が楽しく読書に触れあえる」という箇所を「乳幼児と保護者が楽しく本に触れあえる」にしたかどうかという意見だが、本だけではなく、図書館には紙芝居もある。紙芝居も乳幼児の成育には効果的な位置づけになると思う。(読書に触れるを)「本に触れあえる」にするのであれば、「本や紙芝居に触れあえる」に、あるいはDVD等の乳幼児向けの物も含め、少し範囲を広げて表現する方が良いと感じた。</p> <p>委員)確かに本に限らず、紙芝居等も子供にとって重要な媒体だと思う。その辺りは表現を工夫して、もう少し広い範囲でとらえられる形にしてもらえれば良いかと思う。</p> <p>事務局)諮問答申の最後にある協議の時間について、現状2時間を取っているが、それについてはどうか？現状14時から16時を目安にしているが、時間を延長して、16時30分や17時位になると、それは長い。時間を長くすればするほど活発な議論が出るかどうかは確実ではない。協議会は少人数であり、かつ会議でもあるので、基本的には2時間で進めさせてもらいたいと思っている。</p>

委員)2 時間の中で議論が済むように皆が努力をすればよいと思うが、前は説明が途中になってしまい、もう少し皆で議論したいところだったが十分に出来ず、後からメールで意見を送るという形になってしまった。前回の様な場合は、もう少し時間があればよいと思ったのだが、臨機応変な対応は難しいか？

事務局)臨機応変な対応も可能だが、基本的には2時間をお願いしたい。

委員)2 時間程度で終わるのが最も良いとは思いますが、前回の様なときはもう少し議論の時間がほしいと思った。

事務局)承知した。

委員)出来るだけ2時間でおさめられるように密度の高い議論をという事をお願いしたい。

(1)杉戸町立図書館サービス計画(素案)の諮問について

【20 ページ 基本方針2 ～】

委員)21 ページの②の児童・YA(ヤングアダルト)サービスのところだが、3点目の「子ども読書推進計画策定につとめます」という項目について、図書館計画の中に子ども読書推進計画の策定が入ってくることに違和感を覚える。図書館の計画とは教育委員会の一機関の計画だが、子ども読書推進計画とはもっと上位の少なくとも教育委員会レベルで決めるべき計画である。実際の作業を図書館がやるかどうかという問題は別として、図書館計画の中の項目として盛り込まれると、上下関係が違ってくる。その辺りは削除してもらえるとありがたい。

事務局)県内で子ども読書推進計画を策定していない市町村の方が少ないという現状がある。読書という文言が入っているという事で図書館が策定するところもあれば、そうでないところもある。子育て支援部門、あるいは学校教育部門が、事務局となって策定しているところもある。図書館として策定するような方向もあったので計画に挙げていた。指摘の通り、修正する方向で考える。

委員)この文言として定着できるかどうかは分からないが、子育て世代、乳幼児サービスというところで、乳幼児と高齢者が共生できるような、双方関わりあえるようなサービスを図書館で提供できないかと考えている。様々なボランティアの方が読み聞かせの活動を続けているが、それとは別にプラスアルファで、この図書館が1つのきっかけを作ることが出来るとよいと思う。例えば、最近昔話などを聞く機会が減ってきている。高齢者の中で、子どもに昔話や教訓的な怖い話を読み語り出来る人材を杉戸町の中から掘り起こし、発掘をして、そういう時間を作り、コミュニティづくりにつながるサ

ービスとしてさらに進んでいけないかなと考えている。

事務局)高齢者との共生に関して、当館に来館する世代は高齢者の方が多い。割合にすると5割から6割ほどになる。折角来館してもらっているのに、そういった人材を掘り起こせる事業を行うことが出来れば面白いと感じた。

委員)「日本昔話」の市原悦子氏や常田富士男氏のような方はなかなか得られないと思うが、素朴で子供達を目線で地元の昔話を語ってもらえるような、そういう人材がどこかで眠っているのではないかなと思う。そういう方をたった1人でも見つけることが、杉戸の大きな財産になるのではないかな。また、そういう方を中心として、いろんな話題作りも出来るような展開があるといいのではないかなと思っている。

委員)ボランティアの養成にも関わってくると思うが、もしその辺りを匂わせるような文言を追加できるのであれば、追加した方が良く思う。

事務局)追加する方向で検討する。

委員)今の話は、ボランティアの方にプラスして、一般の方達もそこに入ってもらって、さらに輪を広げてもらう活動という意味。ボランティアの方はとてもよく活動していると思うので。

委員)この基本方針2に、「利用者に応じたサービスを提供する図書館」として①から④までであるが、サービスを提供する対象を明示するために、こういう書き方になってくるのだと思う。図書館が目指すところは、確かにサービスを提供する先の対象だが、人と人が繋がっていくところに図書館も参加していくとか、ボランティア活動のサポートに限らず、図書館が交流の場になって繋がっていくというようなニュアンスを含みたい。図書館の機能が、本の貸出や情報提供に終わらないのだという、これからの図書館の可能性や方向というものが見えてくるとよい。例えば乳幼児向けのサービスといっても、対象は子育てをしている親だけではない。図書館にいる利用者に、実際に交流が起こり始める。図書館にいる利用者が来館した子ども達や親子に絵本を読む、という形で参加していければ、おはなし会を開かなくても、交流の場になる。図書館に行くと誰かが本を読んでくれる、あるいは自分で読むのもいいけれど人から聞くのも面白い、という形で来館できるようになると思う。それから高齢者についても、様々な世代の人たちと関わりながら生活しているということに図書館も参加するというスタンスがあってもいいと思う。紙芝居や昔話についても意見があったように、前の世代の人たちの話を皆で共有することのきっかけが図書館で起こってくるのは十分にあると思う。それは図書館に来館できる人だけでなく、来館が難しい方(例えば施設で生活されている方など)にも繋がる機会になると思う。そういったところの図書館の関わり、協力の姿勢を開

いてみる。そうすると、来館してもらってサービスを提供しただけではない何かが見えてくるような感じがする。「やります」という文言だが図書館の可能性や具体的なビジョンが閉じた状態で終わってしまっているように感じ取れた。

委員)とてもいい意見だと思う。コロナ禍で子育てをしている若い母親が孤立しているということがメディアでも多く取り上げられているが、そこで図書館へ行けば何とかしてくれる、絵本や紙芝居の読み語りを楽しみながら、その後子育てをしている人同士で交流出来たり、相談できたりするような、そういう図書館の体制のようなものも含めて、同じ目線で一緒に考えていくような場所や空間、時間などがとても大切だと思った。

委員)他の委員の意見に出てきた、場としての図書館だが、図書館の機能としては本を貸出す、資料を提供するということが一番初めの機能であるが、それをやることによって場が作られて、共感する人が集まってきてコミュニティが出来るというそういった働きもあるので、その辺のニュアンスをどこかに組み込みたいと思った。個々の取り組みというよりは、これは先ほど出た意見でもあるが、割と図書館の機能全体に関わる話だと思った。例えば基本方針の中にその辺りのニュアンスが伝わるような文言を入れてもらえれば、例えば「場を作る」や「図書館が場を作るための触媒になる」というような文言があると良いと思った。

委員)意見を聞いていてもっともだと思った。ただ他の委員の言われたように、どこにその文言を組み込んでいくのか、少し難しいところがあるなど感じた。基本方針の表の方に入れるのが良いのかなどは思う。とはいえ、どこかには入れてもらいたい文言ではある。

委員)入れるとすれば、「みんなでつくり育てる図書館」の中の一番上の「世代を超えて」のところにそういったニュアンスの事を組み込んだらどうか。

事務局)検討する。

委員)基本方針(2)の②の児童・YA(ヤングアダルト)というところで、児童生徒たちとなっているが、生徒という括りには中学生・高校生も入るのか？常々感じてはいるが、試験期間には受験生が図書館を使って満席になる。利用自体を否定するものではないのだが、生徒同士で分からない所を教えあったりして、それが気づかぬうちに大きな声になっていることもある。それを解消するためにはどうしたらいいのかという事で考えたのだが、自習室みたいなものを図書館とは別枠でどこか空いている部屋があれば作って、そちらを利用してもらって受験勉強を応援するという体勢が取れないものか。生徒たちは朝から席を確保して一生懸命取り組んでいるので、それはそれでよいのだが、一般利用者が座れなくていつもとは違う様相になってしまう。学生・一般利用者の双方を生かせるような受入れ方を

図書館で考えてもらえるようであればと思う。

事務局)試験時期は学生の方が多く来てくれているので、混み合う時期には「当日空いている部屋」という条件はあるが、生涯学習センターの空きの部屋を自習室として開放している。昔に比べると席の問題は解消できていると思う。

委員)アナウンスの仕方にもう少し工夫が必要だと思う。生涯学習センターに行けば勉強できる部屋があるという事を、生徒たちにより知ってもらえるように学校との連携を上手くとって連絡をする形をとってもらえればと思う。

委員) 質問なのだが、3の①の1点目の民間事業者や地域の人材と連携し…という所は、どのようなことを想定しているのか？

事務局) 現時点では、毎年行っているイベントの温泉&宿泊図書館は民間業者と行っているが、特にそれだけではなくても良いと考えている。あとは地域の人材の部分、隣の幸手市の方になるが、講師として長須先生を招いた自然観察会も開催している。ただ長須先生もご高齢なので、それだけではなく、長須先生お一人にずっと頼るわけにもいかないの、その他にも何か人材を発掘して皆様に役に立つような事業を行いたいと考えている。

【指標の取組みと成果について】

小暮館長より説明

委員)雑誌スポンサー制度は1回契約すると、その契約期間はどのくらいになるのか？

事務局)契約は1年単位だが、1回契約を行えばスポンサーを辞めると言う申し出があるまで毎年自動継続される仕組みになっている。

委員)人的資源が少ない中で、これを維持するだけでも大変という気がするが、5年後もこの水準を維持するという認識でよいか？

事務局)相違ない。

委員)年度が終わった後、翌年度の夏頃までに目標達成できているかどうかを自己評価して、それを次の協議会の委員で内容について議論・評価をして、最終評価をするという認識でよいか？

事務局)相違ない。

委員)計画の1ページ目3つ目の段落、「視覚障がい者の読書環境の整備の推進に関する法律(以下読書バリアフリー法)」の表記だが、正しくは視覚障がい者の「がい」の字は漢字で、視覚障害者の後に「等」

が入る。法律の名前が違っているので、修正してもらいたい。

委員)視覚障「がい」者の漢字は？

委員)「がい」の漢字は「害」、また「等」も漢字で入る。

事務局)ご指摘の通り修正する。

委員)この後は、パブリックコメントを行うという事でよいか？

事務局)今後の流れについては、広報すぎと 12 月号でパブリックコメントの周知を行い、12 月中に意見を募り、1 月中に意見をまとめて、そこで出た意見について委員の皆様を示して、第 3 回の協議会の場で、最終的な答申案を頂くという流れ。

(2)令和 3 年度 8～9 月の運営報告について

張ヶ谷主査より説明

委員)図書館だより 10 月号に図書館長が芝生広場でおはなし会を行ったという記事があり、紙芝居の「読み聞かせ」が行われました、という文言があったが、紙芝居の場合は「読み聞かせ」ではなく、「演じました」とか「実演されました」とした方がいいのではないか。あくまで「芝居」なので。東京に紙芝居文化の会という組織があるが、その会長が全国の幼稚園・保育園の園長に対しても紙芝居は読むのではなくて、演じるんだとお願いしているいきさつもある。紙芝居の場合は、実演とか演じるとかそういった言葉を使ってもらいたい。そしてもう一つ「読み聞かせ」というのが全国的に定着しているが、どうしても読んで聞かせてあげているという、上から目線の感じがする。子供と同じ目線にして「読み語り」、読んで語る、その両方の視点をもって考えてもらいたい。実際にはどちらの言い方が良いのか結論は出ていないが、今後考えてもらえればと思う。

【中央公民館リサイクル会スケジュール説明】

張ヶ谷主査より説明

委員)図書館懇談会で説明を受けた際には、町内学校の後に読み聞かせ用資料として図書館ボランティアにも声をかけてもらえると聞いたのだが、それはどうなっているか？

事務局)一般の利用者と同じ時期にと考えていたが、ボランティア団体でも読み聞かせの為に資料が欲しいという事であれば、第 1 週から利用できるようにしたいと思う。こちらでも漏れていた部分があるので、各ボランティア団体の代表者あてにその旨連絡をする。

委員)お願いしたい。

委員)残す本についてだが、これは今後、本館の蔵書になるのか？

事務局)本館に残すことも考えたが、ほとんどが本館に所蔵があり、あるいは本館所蔵の本の方が状態が良い。基本的には新しい施設で図書室が出来ると聞いている。現在も続いている人気のシリーズの文庫版や状態のよい新しい本が対象になってくるがそれらの本を新しい施設で再利用するという方向で進めている。

【9月26日開催 図書館利用者懇談会の概要説明】

張ヶ谷主査より説明

委員)この(図書館利用者懇談会の)会議録はホームページに掲載するのか？

事務局)まだ掲載していないが、今後載せる予定。

委員)(懇談会に)参加した人はホームページ上で回答を確認できるという認識でよいか？

事務局)相違ない。

委員)以上で議題は終了とする。今後、サービス計画を予定通り策定する方も順調にいくことを願う。事務局にはいろいろ苦労はあるかとは思いますがよろしくお願ひしたい。

(3) その他

委員)前回の会議でも話題にしたのだが、中央公民館の建替えにあたって、ゆくゆくはコミュニティセンター内に図書室が入ると認識している。施設に関しては、指定管理者が運営することになるということも聞いている。そこに入る図書室についてだが、現在公民館の図書室というのは、ほとんど図書館が運営・管理をしている。今回リサイクルでシール貼りをやって気付いたことだが、公民館の職員は図書室の本が公民館の本だという認識が無いように感じられた。図書室の本は図書館の本、リサイクルに関することも全て図書館の仕事だとして仕事を線引きしているような雰囲気だった。話は戻るが、現状公民館図書室の管理・運営・選書・廃棄(除籍)、これらを全て行っているのは図書館。この実情から、公民館図書室を図書館の分館にして完全に図書館が運営すべきだと思う。今度指定管理が入った場合でも、権利を取った指定管理会社が、図書館のノウハウを持っているとは限らない。もっと言えば図書館のノウハウを持っている会社が公民館の運営をしているという例を聞いたことがないので、それはやはり難しい事だと思う。今現在、図書館には委託業者も入っているし、契約を変更しなければならないかもしれないが、そういう専門知識のある人たちが図書室に行って、貸出とかレファレンスとかを行うことを考えてはいかがかと思う。またどこまで皆

様が知っているか分からないが、公民館図書室の資料には予算がついていない。新しい本が入っていない状態になっている。図書館が公民館を分館として運営していれば、図書館の本との配置換えをすることも可能なはずである。もっと本を動かすことを考えていった方がよい。アンケート調査の結果でも図書館の場所を知らない等あったが、もう少し公民館を利用したらどうかという意見も出ていたと思う。折角ある公民館の図書室を、もっと活かしてそれを本館の利用につなげることを考えたらどうか。また、公民館図書室は図書館法の図書館ではないので、コピーサービスは受けられない。公民館所蔵の本をコピーしようと思っても出来ないのも、これはかなり不便だと思う。前回の協議会の中で、公民館を分館に位置付けたらどうかという意見があったので、是非そこを皆さんと考えていきたいと思う。より便利になると思うので、一利用者としてお願いしたい。

委員)今の話で私は前回、今言ったようなスタンスで協議会として今回の計画の答申をする中で、付帯的に今後の運営を考えると、分館化は1つの方法だとは思いますが、何らかの形で図書館が図書室の運営に手を貸すことが出来るような方策をしてほしいということをつけるつもりでいたのだが、その辺りは皆さんの共通の理解という事でよろしいか？

委員)先ほど読んだ基本方針③の「みんなでつくり育てる図書館」が、本館1つという意味ではないという事を大事にしていた方がいいと思う。公民館に各自図書室があり、図書館と繋がっている。例えば本館には来館できないが、公民館に来たら読みたい本が借りられたという事で、貸出が動いていけばいいと思うし、あるいは本を交えてその地域に住んでいる人たちが集まれる機会が公民館の方にあるなら、それも利便性の向上の1つだと思う。「みんなで作る」のみんなでというのは、一つの建物だけで機能していくのではなくて、ネットワークを組んでいるというところにある。私はそれが基本だと思う。学校教育との連携についても、本館と直接やり取りをするのもよいが、学校から近くの公民館図書室に行けば本館とつながっているからすぐ利用できるという仕組みであれば、図書ももっと動いていく。私は基本的にそのつもり、というよりそうでないと何のためにみんなで作る図書館なのか分からなくなる。基本方針から外れていくのは良くないと思う。

委員)公民館が図書館に繋がっている、ということを知らない町民の方が意外と多いと思う。以前にも提案したが、図書館だよりも図書館の情報を載せて、図書館だよりも全戸配布にしたらいと思う。公民館に行けば本館とつながっていて、読みたい本が読めるのだと、予算の関係があるとは思いますが、ここで話し合ったことやイベントなども含め、記事を掲載して、積極的に発信していったら、新しい動きが展開されていくと思う。

委員)以前の図書館懇談会でもこういう話題があり、それに対する回

答が 5 ページにあるが、その時の話では正式には決定していなくても、図書館はきちんと図書室に関わっていくという回答内容だったので、そのようにいくものだとは私は理解していたのだが。

事務局)分館にはなっていないが、関わりは従来通り変わらないというのが今のスタンス。結局どの部署が新しくできるコミュニティセンター図書室…契約の主体は恐らく住民協働課だろうが、ただ住民協働課が施設全体の業務委託契約を行ったとしても図書館の部分については、住民協働課にノウハウはないので、教育委員会が全面的なサポートをするという事で、組織の決定としている。申し訳ないが、それ以上は申し上げられない。

委員)前回も話した通り、公民館図書室あつての本館、本館あつての公民館図書室だと、その一節のつながりがあつてこの計画がスムーズにいくのだというスタンスで話をしていたつもりだったので、この計画の中にはうっすらとは書いてあるが、はっきりとは書かれていない。それについては別途、協議会としてそういった円滑な運営が出来るようお願いしたいという答申をしたいと思っている。

委員)私もそういうニュアンスでとらえているが、それが確実に実行されるか？実行されるという事が保証されればそれでいいのだが…

委員)残念ながら協議会の権限としては事務局に答申するだけなので、そこまでの権限はない。あくまでも図書館法に基づいた協議会なので、図書館長に答申をするという形しか取れない。直接行政側に働きかけをするというのは、図書館長を通さないと不可能。そこは協議会とはいえども、しっかり守らなければいけない。今回このように計画がまとまったので、そのスタンスを伝えるという事しかできないがよろしいか？

委員)承知した。

【傍聴者退席】